

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和7(2025)年8月6日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「7月29日、秋吉仁美国家公安委員会委員と県警察職員の意見交換に参加させていただいた。勤務状況や職場環境、設備等をテーマに意見が交わされ、育児制度の周知や職場環境の整備が進んだとの発言が出されるなど、社会情勢に合わせて県警察も着実に変化していることが確認できた。厚生労働省は、誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立できる社会を目指す『共育（トモイク）プロジェクト』を始めることであるが、県警察においても、それぞれの事情を踏まえた上で限られた人員をどのように生かしていくか、検討と工夫を続けていただきたい。」

旨の発言があった。

【生活安全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和7年4月～6月）について

警察本部から、「本年4月から6月までの専決事務処理状況について、主な項目を報告する。風営適正化法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする『営業の許可、遊技機の検定・認定等』の件数は309件で、前年同期比で61件減少した。減少の主な理由は、ぱちんこ営業者からの遊技機の認定申請件数が減少したものである。専決者を署長等とする『風俗営業の変更承認等』の件数は864件で、前年同期比で46件減少した。減少の主な理由は、ぱちんこ営業者からの遊技機の入替えに伴う変更承認申請が減少したためである。警備業法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする『資格者証、合格証明書の交付等』の件数が85件と前年同期比で15件減少し、専決者を署長とする『変更届、講習・検定申込みの受理等』の件数も174件が前年同期比で60件減少した。現象の主な理由は、警備員の検定合格証明書の書換申請の減少によるものであり、令和6年6月の警備員等の検定等に関する規則の改正により、合格証明書様式から住所欄が削除されたため、住所変更に伴う書換が不要となったものである。銃刀法関係のうち、専決者を署長等とする『上記以外の銃砲所持許可の更新等』の件数は412件で、前年同期比で24件減少した。減少の主な理由は、所持許可の更新申請と所持許可証の書換申請が減少したことである。火取法関係のうち、専決者を署長等とする『運搬届、猟銃用火薬類の譲受・譲渡許可等』の件数は718件で、前年同期比で21件減少した。減少の主な理由は、工事等に使用する業務用火薬に関する届出件数が減少したためである。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和7年6月末暫定値）

警察本部から、「はじめに、全国、東北管区及び本県における刑法犯総数についてであるが、全国では、認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員の全項目が増加、東北管区内では検挙率のみ増加、本県は全項目で減少した。次に、重要犯罪については、認知件数が45件で前年同期比18件の減少、検挙件数が26件で前年同期比23件の減少、検挙率が57.8パーセントで前年同期比20.0ポイントの減少、検挙人員が24人で前年同期比15人の減少となっており、減少の主な要因は、不同意性交等及び不同意わいせつの件数がいずれも減少したことである。次に、重要窃盗犯については、認知件数が107件で前年同期比68件の減少、検挙件数が56件で前年同期比22件の減少、検挙率が52.3パーセントで前年同期比7.7ポイントの減少、検挙人員が18人で前年同期比同数となっており、認知件数が大幅に減少したが、主な要因は、前年同期に増加した侵入窃盗の『倉庫荒らし』、『侵入窃盗その他』などが減少したためである。最後に、特殊詐欺及び住宅対象の侵入窃盗の状況についてであるが、『特殊詐欺』は、認知件数、検挙件数及び検挙人員とも増加しており、特に、認知件数については、前年同期の23件に対し65件とほぼ3倍の増加となった。一方で、『住宅対象侵入窃盗』は認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員の全てで減少した。現在の状況を踏まえつつ、引き続き、未検挙事件の捜査を鋭意推進し、早期検挙に向けた迅速・的確な初動捜査に努めていく。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 専決事務処理状況について（令和7年4月～6月）について

警察本部から、「本年4月から6月までの専決事務処理状況について、大きな増減がある主な項目等を報告する。交通企画課関係は、『安全運転管理者等に関する届出受理』のうち新規は65件であり、前年同期比で22件減少した。これは、令和4年4月1日施行の改正道路交通法施行規則により安全運転管理者のアルコールチェックが義務化され、新規の安全運転管理者等の届出受理が一時的に増加したところ、今回、新規の届出が規則改正前と同程度に戻ったものである。交通規制課関係は、『駐車禁止除外標章の交付』のうち用務車の件数が29件であり、前年同期比で19件増加した。これは、警察車両の新車への更新台数の増加が理由である。交通指導課関係は、『放置違反金に係る事務』のうち弁明通知書の送付件数が175件であり、前年同期比で66件増加した。これは、昨年から繁華街等における悪質な駐車違反の取締りを推進しているところ、確認標章取付件数、つまり、取締り件数が増加したことが理由である。運転免許課関係は、『更新時講習』の受講者が47,624人であり、前年同期比で5,235人増加した。これは、平成6年から始まった免許の5年更新制度について、更新数が平成7年にピークを迎えて以降、5年サイクルで増減を繰り返しているところ、本年が6回目のピークに当たっているほか、加えて、更新期間が3年間の72歳以上のドライバーを対象とした高齢者・特定任意高齢者講習の受講者の増加が理由と考えられる。」旨の報告があった。

【警備部議題】

○ 警察職員の援助要求について

警察本部から、「令和7年8月17日から19日までの間、埼玉県さいたま市で開催予定である全日本教職員組合の『教育研究集会』について、埼玉県警察では警備諸対策を実施予定であるが、警戒警備に万全を期すため、警察法第60条第1項の規定に基づき、埼玉県公安委員会から本県公安委員会に対し警察職員の援助要求がなされたことから、本県警察官を派遣しようとするものである。」旨の説明があり、決裁した。

【その他】

○ ウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業の実施について説明があった。

■個別会議

○ 監察課

行政文書非開示決定に対する審査請求の受理等についての説明、決裁
監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等についての説明、決裁

○ 交通規制課

第199回岩手県都市計画審議会への出席結果についての説明、決裁

○ 生活安全企画課

生活安全部門に係る審査基準・処分基準の改定についての説明

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理についての説明、決裁